

福祉こども総室
＜上北地方福祉事務所＞

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度～平成29年度にかけては微増、平成29年度以降は、概ね微減傾向である。

令和2年度～令和3年度の町村別の被保護世帯数は、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町が減少し、七戸町、六ヶ所村では増加している。

① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

*指数は、平成29年度を100とした場合の数値である。

年度	区分	世帯数	指数	対前年度比
平成29年度		1,125	100.0	
平成30年度		1,106	98.3	98.3
令和元年度		1,116	99.2	100.9
令和2年度		1,096	97.4	98.2
令和3年度		1,086	96.5	99.0

② 町村別被保護世帯数（令和3年度 単位：世帯数）

町村名	区分	世帯数	対前年度比
野辺地町		230	97.4
七戸町		201	100.2
六戸町		91	91.9
横浜町		96	96.9
東北町		333	98.5
六ヶ所村		135	106.2
計		1,086	99.0

ア 令和3年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は平成29年度の64.3%から69.3%と5.0ポイントの増加、その他世帯は平成29年度の11.3%から8.1%と3.2ポイント減少している。

また、母子世帯は平成29年度の2.5%から1.4%と1.1ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成29年度の22.0%から21.0%と1.0ポイント減少している。

世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成29年度		643	81	724	26	184	64	248	74	54	128
平成30年度		644	84	728	23	183	58	241	59	55	114
令和元年度		663	87	750	21	188	56	244	47	54	101
令和2年度		666	83	749	21	176	57	233	42	51	93
令和3年度		666	87	753	16	176	53	229	42	46	88
内 訳	野辺地町	140	15	155	3	40	10	50	15	8	23
	七戸町	116	17	133	4	32	12	44	8	12	20
	六戸町	63	7	70	2	11	3	14	3	2	5
	横浜町	56	6	62	1	16	6	22	3	8	11
	東北町	219	26	245	5	49	15	64	8	12	20
	六ヶ所村	72	16	88	1	29	7	36	5	4	9

イ 令和3年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は8.1%で、平成29年度の9.6%に比べ減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成29年度		52	0	4	19	75	33	1,017
平成30年度		50	0	4	18	72	33	1,000
令和元年度		53	0	4	16	73	33	1,010
令和2年度		50	2	3	14	69	29	998
令和3年度		40	2	4	14	60	27	999
内 訳	野辺地町	15	0	1	6	22	6	202
	七戸町	5	2	1	2	10	7	184
	六戸町	8	0	2	3	13	1	77
	横浜町	2	0	0	1	3	1	92
	東北町	9	0	0	2	11	8	315
	六ヶ所村	2	1	0	0	3	3	130

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度～平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成27年度～平成29年度は横ばい、平成30年度以降は減少傾向が続いている。

令和2年度～令和3年度を町村別に見ると、七戸町、六ヶ所村が増加し、他の町村は減少している。

① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

区分 年度	人員数	対前年度比
平成29年度	1,431	
平成30年度	1,407	98.3
令和元年度	1,401	99.5
令和2年度	1,366	97.5
令和3年度	1,342	98.2

② 町村別月平均被保護人員（令和3年度 単位：人）

区分 町村名	人員数	対前年度比
野辺地町	275	95.8
七戸町	260	101.5
六戸町	106	92.1
横浜町	127	95.4
東北町	404	98.7
六ヶ所村	171	102.3
計	1,343	98.3

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっていたが、平成29年度以降は減少傾向である。

令和2年度～令和3年度を町村別に見ると、七戸町、東北町、六ヶ所村が増加し、他の町村は減少している。

① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

年度 町村名	29	30	1	2	3
野辺地町	23.6	22.9	23.0	23.0	22.4
七戸町	17.5	17.6	18.3	17.8	18.1
六戸町	12.0	11.6	11.1	10.9	10.1
横浜町	30.2	30.8	30.7	31.7	30.3
東北町	25.0	24.9	25.2	24.5	24.8
六ヶ所村	14.8	15.5	15.7	16.3	16.5
管内	20.1	20.0	20.1	19.9	19.8
県	23.3	23.4	23.4	23.4	23.1
国	16.7	16.6	16.6	16.3	16.2

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成29年度以降の保護の申請件数は120～170件台、保護の開始件数は90～120件台で推移している。令和元年度を境に、増加傾向から減少傾向に転じている。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

区分 年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成29年度	121	93	19	14	87
平成30年度	161	111	36	12	120
令和元年度	170	128	33	11	127
令和2年度	162	126	32	4	149
令和3年度	151	105	39	10	115

(5) 保護費の状況

令和3年度における保護費の支出総額は、約20億1,000万円であり令和2年度の約20億1,300万円に比べ約0.15%減少している。

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立 給付金	進学準備 給付金	施設事務費	計
野辺地町	116,143,451	43,791,175	702,960	17,500	2,379,572	229,814	578,6109	332,694	100,000	11,975,973	176,256,713
七戸町	105,447,617	30,292,699	518,108		2,585,8588	516,233	365,124	105,207		8,184,138	148,014,984
六戸町	45,503,542	13,974,088		17,930	1,001,846		213,533			10,457,680	71,168,629
横浜町	50,076,888	12,926,674	220,412	5,200	947,019	457,025	434,887			14,980,261	80,048,366
東北町	193,054,476	67,644,986	799,552	609,330	4,237,170	1,850,585	978,405	107,337	300,000	8,758,533	278,340,374
六ヶ所村	84,578,114	14,425,112	427,604	6,138	2,495,109	312,809	900,410	900,410		8,351,207	111,496,503
小計	594,809,088	183,054,744	2,668,636	666,088	13,646,574	3,366,466	3,470,969	545,238	400,000	62,707,756	865,325,569
私募基金 支払分					1,045,365,353						1,045,365,353
国保連 支払分				98,760,299							98,760,299
合計	594,809,088	183,054,744	2,668,636	99,416,397	1,059,011,927	3,366,466	3,470,969	545,238	400,000	62,707,756	2,009,451,221

(単位：円)

2 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3 母子（父子・寡婦）福祉

(1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成29年度から令和3年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	29	30	元	2	3
生活一般	住 宅		3	5	5	1	3
	医 療 ・ 健 康		8	23	17	0	2
	家 庭 紛 争		4	4	2	1	0
	就 労		62	39	53	53	21
	結 婚		0	0	0	0	0
	養 育 費		2	1	3	3	0
	借 金		6	9	4	4	1
	そ の 他		12	8	6	6	2
	小 計		97	89	90	23	29
児 童	養 育		7	7	88	23	3
	教 育		5	10	6	0	13
	非 行		0	1	1	0	0
	就 職		2	5	3	2	3
	そ の 他		4	9	8	0	0
	小 計		18	32	106	25	19
経 済 活 支 援 援 護	母子・父子福祉資金		1,027	1,053	767	770	499
	寡 婦 福 祉 資 金		112	24	17	6	20
	公 的 年 金		0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		3	2	3	0	1
	生 活 保 護		0	3	3	0	0
	税		1	5	1	0	1
	そ の 他		15	15	16	3	4
	小 計		1,158	1,102	807	1,102	525
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		0	0	0	0	0
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅 (27 条)		0	0	0	0	0
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用		0	0	0	0	0
	母 子 生 活 支 援 施 設 (38 条)		0	0	1	0	0
	小 計		0	0	1	0	0
	合 計		1,273	1,223	1,004	827	573

(十和田市及び三沢市を含む)

(2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

令和3年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	2	1,343,000	15	9,797,700	17	11,140,700	0	0	2	990,000	2	990,000	0	0	0	0	0	0
高校（一般）分	1	275,000	2	678,000	3	953,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（一般）分	0	0	1	405,000	1	405,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	0	0	1	630,000	1	630,000	0	0	2	990,000	2	990,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（特別）分	1	1,068,000	11	8,084,700	12	9,152,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	2	2,007,000	0	0	2	2,007,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	2	468,000	0	0	2	468,000	2	982,000	0	0	2	982,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修分	1	372,000	0	0	1	372,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	1	96,000	0	0	1	96,000	2	982,000	0	0	2	982,000	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	3,818,000	15	9,797,700	21	13,615,700	2	982,000	2	990,000	4	1,972,000	0	0	0	0	0	0

(3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

令和3年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、63.9%で令和2年度の64.9%より1.0ポイント減少した。また、収入未済額は、令和2年度の23,707,474円に比べ2,087,854円増加した。寡婦福祉資金の償還率は、99.4%で令和2年度の99.0%よりも0.4ポイント改善した。また、収入未済額は、令和2年度の10,690円に比べ6,100円改善した。当総室の父子福祉資金利用者の償還は平成29年度から始まり、償還率は100%である。

収入未済の解消については、定期的に収納未済対策会議を開催の上、償還指導を行っている。

調定年度 種別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金	45,953,378	42,922,900	3,030,478	93.4%	25,437,444	2,673,351	22,764,093	10.5%	71,390,822	45,596,251	25,794,571	63.9%
	利子	1,425	949	476	66.6%	1,782	1,501	281	-	3,207	2,450	757	76.4%
	計	45,954,803	42,923,849	3,030,954	93.4%	25,439,226	2,674,852	22,764,374	10.5%	71,394,029	45,598,701	25,795,328	63.9%
	(県合計)	227,181,877	208,697,050	18,484,827	91.9%	254,391,064	19,512,299	234,878,765	7.7%	481,572,941	228,209,349	253,363,592	47.4%
調定年度 種別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
父子福祉資金	元金	304,243	304,243	0	100.0%	0	0	0	-	304,243	304,243	0	100.0%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計	304,243	304,243	0	100.0%	0	0	0	-	304,243	304,243	0	100.0%
	(県合計)	1,670,974	1,581,769	89,205	94.7%	94,839	0	94,839	0.0%	1,765,813	1,581,769	184,044	89.6%
調定年度 種別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金	787,620	787,620	0	100.0%	10,690	6,100	4,590	57.1%	798,310	793,720	4,590	99.4%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計	787,620	787,620	0	100.0%	10,690	6,100	4,590	57.1%	798,310	793,720	4,590	99.4%
	(県合計)	3,529,092	3,431,241	97,851	97.2%	4,861,074	216,434	4,644,640	4.5%	8,390,166	3,647,675	4,742,491	43.5%

4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成26年1月から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる）が施行されたことに伴い、平成14年4月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員1名が対応している。

令和3年度の女性相談の相談者数は11人で、延件数は26件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は12人、延件数は28件で、女性10人、男性1人となっている。

また、ストーカー被害者に関する相談については、0件となっている。

(1) 女性相談受付状況

①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
			(再掲)			夜間相談 (17時以降 の電話相談)				
			来所 指示等	の外国 人から 相談						
29	実人員(人)	8			2	10			20	
	相談延べ件数 (件)	15			2	16			33	
30	実人員(人)	2				8			10	
	相談延べ件数 (件)	4				17			21	
R元	実人員(人)	6	1			3			9	
	相談延べ件数 (件)	22	1			5			27	
2	実人員(人)	5				7			12	
	相談延べ件数 (件)	16				9			25	
3	実人員(人)	7	1		1	3			11	
	相談延べ件数 (件)	10	3		5	11			26	

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ ェ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他
29	来所・巡回等	10	7				1		2							
	電 話	10	9						1							
	計	20	16				1		3							
30	来所・巡回等	2	2													
	電 話	8	8													
	計	10	10													
R元	来所・巡回等	6	3	1				1							1	
	電 話	3	3													
	計	9	6	1				1							1	
2	来所・巡回等	5	3					1	1							
	電 話	7	5						2							
	計	12	8					1	3							
3	来所・巡回等	8	1				1		5							
	電 話	3	2						1							
	計	11	3				1		6							

③主 訴（実人員）

平成 22 年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人 間 関 係														経 済 問 題			医 療 関 係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	※ 5 条 違 反									
		夫 等		子 ども		親 族		交 際 相 手		そ の 他 の 者 か ら の 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 出 産							そ の 他								
		夫 等 の 暴 力	薬 物 中 毒 ・ 酒 乱 問 題	離 婚 の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 の 暴 力	そ の 他 の 親 族 の 暴 力																				交 際 相 手 か ら の 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	そ の 他					
29	20	4	8	2			1	1		1							1																			
30	10	1	1		1			1	1		2																									
R元	9	4	1								1		2																							
2	12	8	2														1																			
3	11	7	2	1																																

※売春防止法 5 条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6 月以下の懲役又は 1 万円(2 万円)以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

年度	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	移 送 婦人相談所・婦人相談員へ	移 送 他府県の婦人相談所へ	移 送 その他の関係機関・施設へ	助言・指導のみ	その他	合計
年度	29									20		20
	30									9	1	10
	R元						1			6	2	9
	2						1			7	4	12
	3									6	5	11

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成26年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成26年1月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。(延べ件数)

年度	来所	合計		合計	加害者との関係						
		女性	男性		配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)		
					届出有	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手	
29	来所	8	8	8	8						
	電話	12	12	12	10			1	1		
	その他	1	1	1	1						
	合計	21	21	21	19			1	1		
30	来所	1	1	1						1	
	電話	7	7	7	1					6	
	その他										
	合計	8	8	8	1					7	
R元	来所	4	4	4	2	1					1
	電話	7	7	7	4	2					1
	その他										
	合計	11	11	11	6	3					2
2	来所	9	9	9	7						2
	電話	12	12	12	12						
	その他										
	合計	21	21	21	19						2
3	来所	10	10	10	7	2					1
	電話	13	11	2	13	10	2				1
	その他	5	5		5	5					
	合計	28	26	2	28	22	4				2

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
29	0	0	0
30	0	0	0
R 元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
29	0	0	0
30	0	0	0
R 元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度				通 報
	合 計	女 性	男 性	
29	0	0	0	0
30	0	0	0	0
R 元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

(3) ストーカー行為等に関する相談

①相談件数 (延べ人数)

合 計		
	女性	男性
0	0	0